

## 裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則

昭和40年2月3日最高裁判所規則第3号

改正 昭和41年6月11日最高裁判所規則第3号  
昭和43年4月20日最高裁判所規則第4号  
昭和45年5月25日最高裁判所規則第5号  
昭和50年11月7日最高裁判所規則第6号  
昭和57年4月17日最高裁判所規則第2号  
昭和60年12月21日最高裁判所規則第6号  
平成3年4月1日最高裁判所規則第1号  
平成3年12月24日最高裁判所規則第8号  
平成6年6月30日最高裁判所規則第3号  
平成6年9月1日最高裁判所規則第8号  
平成13年3月22日最高裁判所規則第2号  
平成16年3月31日最高裁判所規則第7号  
平成19年3月28日最高裁判所規則第2号  
平成21年3月31日最高裁判所規則第5号  
平成21年5月29日最高裁判所規則第8号  
平成22年3月31日最高裁判所規則第3号  
平成22年11月30日最高裁判所規則第9号  
平成22年12月8日最高裁判所規則第10号

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則を次のように定める。

### 裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則（昭和二十八年最高裁判所規則第四号）の全部を改正する。

#### （支給官職及び区分）

第一条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第三条において「給与法」という。）第十条の二第一項の規定により俸給の特別調整を行う裁判所職員（以下「職員」という。）の官職は、別表に掲げる官職及び最高裁判所がこれに相当すると認める官職とする。

2 別表に掲げる官職に係る俸給の特別調整額の区分は、同表の官職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる官職（同表中その区分について最高裁判所が別に定めることとされている官職を除く。）のうち最高裁判所が別に定める官職にあっては、当該官職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分又は一段低い区分とすることができる。

3 第一項に規定する最高裁判所が別表に掲げる官職に相当すると認める官職に係る俸給の特別調整額の区分については、当該官職が当該別表に掲げる官職が掲げられている同表

の官職欄に掲げられているものとして、前項の規定を適用する。

(昭六〇最裁規六・平三最裁規八・平六最裁規八・平一九最裁規二・平二一最裁規五・平二二最裁規三・平二二最裁規九・一部改正)

(支給額)

第二条 俸給の特別調整額は、職員の属する職務の級及び職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が別に定める額とする。

(平二一最裁規五・全改)

(給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)

第三条 給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の準用を受ける職員(裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この条において「特定職員」という。)の五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後の俸給の特別調整額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が別に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(平二二最裁規九・追加、平二二最裁規一〇・一部改正)

附則抄

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年一月一日から適用する。

(昭五〇最裁規六・旧附則・一部改正)

附則(昭和四一年六月一日最高裁判所規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

附則(昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第四号)

この規則は、昭和四十三年五月一日から施行する。

附則(昭和四五年五月二五日最高裁判所規則第五号)

この規則は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附則(昭和五〇年一月七日最高裁判所規則第六号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附則(昭和五七年四月一七日最高裁判所規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附則(昭和六〇年一月二二日最高裁判所規則第六号)抄

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、昭和六十一年一月一

日から施行する。

附則（平成三年四月一日最高裁判所規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年一二月二四日最高裁判所規則第八号）

この規則は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成六年九月一日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年三月二二日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月二八日最高裁判所規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（以下「給与法」という。）第十条の二の規定により俸給の特別調整を行う官職を占める裁判所職員のうち、この規則による改正後の裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則（以下「新規則」という。）第二条の規定による俸給の特別調整額が人事院規則九一一七一一〇九（人事院規則九一一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）附則第二項に規定する経過措置基準額に準じて最高裁判所が別に定める経過措置基準額に達しないこととなる裁判所職員には、当該俸給の特別調整額（裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則第三条（以下「規則第三条」という。）の規定が適用される裁判所職員にあっては、規則第三条の規定による俸給の特別調整額）のほか、新規則第二条の規定による俸給の特別調整額と当該経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（規則第三条の規定が適用される裁判所職員にあっては、当該額に一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が別に定める割合を乗じて得た額とし、それらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。

一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

（平二二最裁規九・平二二最裁規一〇・一部改正）

附則（平成二一年三月三十一日最高裁判所規則第五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則第一条第一項に規定する課長補佐又は最高裁判所が当該課長補佐に相当すると認める官職（以下この項及び次項において「課長補佐等の官職」という。）を占めていた裁判所職員であって、その官職を同日から引き続き占めるもの（本府省業務調整手当を支給されない者のうち、最高裁判所が定めるものに限る。）には、人事院規則九——七——一九（人事院規則九——七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）附則第二条に規定する経過措置基準額に準じて最高裁判所が別に定める経過措置基準額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額

（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。同日において課長補佐等の官職を占めていた裁判所職員のうち、これらの裁判所職員との均衡上必要があると認められる裁判所職員として最高裁判所が定める裁判所職員についても、同様とする。

一 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項の規定により俸給の特別調整額を支給される裁判所職員又は課長補佐等の官職を占める裁判所職員であって本府省業務調整手当を支給されるものに対する裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年最高裁判所規則第二号）附則第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 前二項の規定により俸給の特別調整額を支給される裁判所職員は、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の三第一項及び第十九条の三第一項に規定する管理職員並びに同法第十九条の八第二項に規定する管理職員等に含まれないものとする。

(平成二一最裁判規八・一部改正)

附則（平成二一年五月二九日 最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日 最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年一月三〇日 最高裁判所規則第九号）

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附則（平成二二年一月二八日 最高裁判所規則第一〇号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)

2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の裁判官以外の裁

判所職員の俸給の特別調整額に関する規則第三条の規定の適用については、同条中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日（）」とあるのは「裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十二年最高裁判所規則第十号）の施行の日（）」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

別表（昭五七最裁規二・全改、平三最裁規一・平六最裁規三・平一六最裁規七・平成一九最裁規二・平二一最裁規五・平二二最裁規三・一部改正）

## 別表

| 組織    | 官職                                                                                                                                                                                       | 区分                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 最高裁判所 | 裁判所調査官<br>大法廷首席書記官<br>小法廷首席書記官<br>訟廷首席書記官<br>裁判所書記官（最高裁判所の定めるものに限る。）<br>家庭審議官<br>事務総局の局の課長<br>参事官<br>首席技官<br>司法研修所事務局次長<br>裁判所職員総合研修所事務局長<br>裁判所職員総合研修所事務局次長<br>最高裁判所図書館長<br>最高裁判所図書館副館長 | 一種                        |
|       | 審査官（最高裁判所の定めるものに限る。）<br>次席技官                                                                                                                                                             | 二種                        |
|       | 司法研修所の課長<br>裁判所職員総合研修所教官<br>裁判所職員総合研修所の課長<br>最高裁判所図書館の課長                                                                                                                                 | 三種                        |
|       |                                                                                                                                                                                          |                           |
| 高等裁判所 | 首席書記官<br>事務局次長                                                                                                                                                                           | 一種                        |
|       | 裁判所調査官                                                                                                                                                                                   | 一種（最高裁判所が別に定める場合には二種又は三種） |
|       | 次席書記官                                                                                                                                                                                    | 二種                        |
|       | 課長                                                                                                                                                                                       | 三種                        |
|       | 主任書記官（最高裁判所の定めるものに限る。）<br>家庭裁判所調査官（最高裁判所の定めるものに限る。）                                                                                                                                      | 四種                        |
|       |                                                                                                                                                                                          |                           |
| 地方裁判所 | 裁判所調査官<br>地方裁判所の首席書記官<br>事務局長                                                                                                                                                            | 二種                        |
|       | 次席書記官<br>簡易裁判所の首席書記官<br>事務局次長<br>事務部長                                                                                                                                                    | 三種                        |

|       |                                                                 |    |
|-------|-----------------------------------------------------------------|----|
|       | 主任書記官（最高裁判所の定めるものに限る。）<br>課長                                    | 四種 |
| 家庭裁判所 | 首席書記官<br>首席家庭裁判所調査官<br>事務局長                                     | 二種 |
|       | 次席書記官<br>次席家庭裁判所調査官<br>事務局次長                                    | 三種 |
|       | 主任書記官（最高裁判所の定めるものに限る。）<br>主任家庭裁判所調査官（最高裁判所の定めるもの<br>に限る。）<br>課長 | 四種 |
| 検察審査会 | 事務局長                                                            | 四種 |
|       | 課長（最高裁判所の定めるものに限る。）                                             | 五種 |